

(電子メール施行)
教体第1124号
令和2年4月28日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症による県立学校の臨時休業期間の延長について

緊急事態宣言を受け、現在、県内の感染拡大を防止するために、接触機会の8割削減に向けて、外出自粛や休業を要請しているところです。

県立学校においては、5月6日まで臨時休業するとともに、教職員には在宅勤務を奨励し、原則7割の出勤抑制に取り組んでいただいています。

現時点においては、感染拡大防止の取組みの効果を確認することはできませんが、連休明けの学校運営について、早期に児童生徒・保護者の皆様に連絡することが必要となっています。また、市町組合教育委員会からも県の今後の対応方針を早期に出すよう強く求められています。

このため、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、現在の感染状況等を踏まえ県立学校においては、臨時休業を5月31日まで延長することを決定しました。また、現時点においては、臨時休業期間中は登校可能日の設定は行いません。

県立学校長におかれては、引き続き、児童生徒の学習支援・心のケア・運動不足対策に十分留意するとともに、学校における感染防止対策の徹底をお願いします。

ただし、緊急事態宣言が解除されるなど状況の変化がある場合には、改めて、学校運営について検討します。

県の対応については、市町組合教育委員会にもお知らせします。

(電子メール施行)
教体第1124号
令和2年4月28日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間の延長について

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、現在の感染状況等を踏まえ、県立学校においては、臨時休業を5月31日まで延長することとし、県立学校長あてに通知しましたのでお知らせします。

なお、緊急事態宣言が解除されるなど状況の変化がある場合には、改めて、学校運営を検討することとしております。